



厚生労働省発表  
平成 21 年 3 月 5 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
担当係：保育課保育係  
電話：03-5253-1111(内線 7947)  
03-3595-2542(ダイヤルイン)

# 平成 19 年地域児童福祉事業等調査結果の概況

## 目 次

[認可外保育施設利用世帯]

調査の概要	1
結果の概要	3
1 世帯の状況	3
2 父・母の就業状況等	4
3 認可外保育施設への入所の状況	7
4 認可外保育施設の利用状況	11
用語の説明	19

平成 19 年地域児童福祉事業等調査の結果は、政府統計の総合窓口 e-Stat ホームページにも掲載されています。(URL) <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>

# 調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

平成 19 年調査は、認可外保育施設のうち、ベビーホテル及びその他の認可外保育施設を利用する世帯の父母の就労状況、利用時間、利用料及び利用サービスの状況等を把握することにより、認可外保育施設における保育内容・保育環境の改善等の推進に資する上での基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の対象及び客体

児童福祉法に基づいて届出された全国の認可外保育施設のうち、ベビーホテル及びその他の認可外保育施設を利用する世帯を対象とし、層化無作為に抽出した施設における利用世帯を客体とした。

## 3 調査の期日

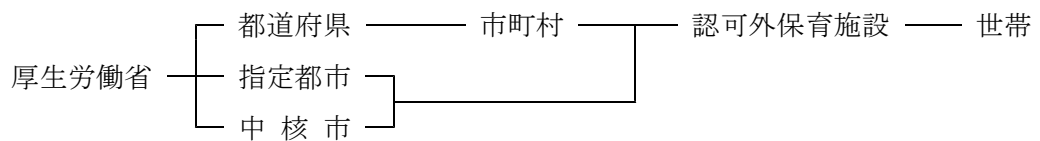
平成 19 年 10 月 1 日

## 4 調査の事項

世帯の状況、父母の就業状況、認可外保育施設への入所状況 等

## 5 調査の系統及び方法

### (1) 調査の系統



### (2) 調査の方法

市町村を通じて、あらかじめ指定された認可外保育施設に調査票を配付し、当該施設を利用している児童の保護者が調査票に記入した後密封し、施設管理者が回収した。

## 6 結果の集計

集計は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局で行った。

### (1) 調査客体数等

調査客対数	回収客対数	回収率	集計客対数 (集計不能のものを除いた数)
12,199	10,457	85.7 %	10,438 (内訳) ベビーホテル 4,521 その他の認可外保育施設 5,917

### (2) 推計利用世帯数

施設の種類	推計利用世帯数	(構成割合)
総数	143,094	(100.0 %)
ベビーホテル	37,830	( 26.4 %)
その他の認可外保育施設	105,264	( 73.6 %)

## 7 利用上の注意

### (1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
比率が微少 (0.05 未満) の場合	0.0

(2) この概況に掲載の数値は、四捨五入してあるので、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

## 結果の概要

### 1 世帯の状況

世帯構造をみると、全ての類型で「両親と子の世帯」が最も多く、「ベビーホテル」では74.3%、「その他の認可外保育施設」では74.2%となっている。

これを平成18年の本調査における保育所（認可保育所）利用世帯（以下「平成18年保育所利用世帯」という。）の状況と比べると、全ての類型において「保育所」よりも「両親と子の世帯」の割合が多く、「三世帯世帯」の割合が少なくなっている。（表1）

表1 施設の類型別にみた利用世帯の状況

(単位:%)	平成19年10月1日現在		
	ベビーホテル	その他の認可外保育施設	保育所 (平成18年)
総数	100.0	100.0	100.0
両親と子の世帯	74.3	74.2	64.7
三世帯世帯	13.3	20.4	25.4
母子世帯	9.6	3.9	8.5
父子世帯	0.8	0.4	0.4
その他の世帯	2.0	1.1	1.0

## 2 父・母の就業状況等

### (1) 父・母の就業状況

父・母の就業状況をみると、全ての類型で「常勤」が最も多く、父「常勤」では「ベビーホテル」が 81.1%、「その他の認可外保育施設」が 81.3%となっている。また、母「常勤」ではそれぞれ 55.7%、47.1%となっている。

平成 18 年保育所利用世帯の状況と比べると、全ての類型において「保育所」よりも父・母ともに「常勤」の割合が少なくなっている。(表 2)

「常勤」の父・母の平成 19 年 9 月 29 日(土)の勤務状況をみると、「ベビーホテル」では、父が 48.0%、母が 39.7%勤務しており、「その他の認可外保育施設」では、父が 48.9%、母が 34.2%勤務している。

同様に平成 19 年 9 月 30 日(日)の勤務状況をみると、「ベビーホテル」では、父が 23.7%、母が 16.5%勤務しており、「その他の認可外保育施設」では、父が 21.1%、母が 12.2%勤務している。

さらに、これを平成 18 年保育所利用世帯の「常勤」である父・母の勤務状況と比べると、「保育所」の平均的な土曜日では、「ベビーホテル」及び「その他の認可外保育施設」より勤務している割合が多くなっているが、平均的な日曜日では、ほぼ同じとなっている。(図 1)

表2 施設の類型別にみた父・母の就業状況

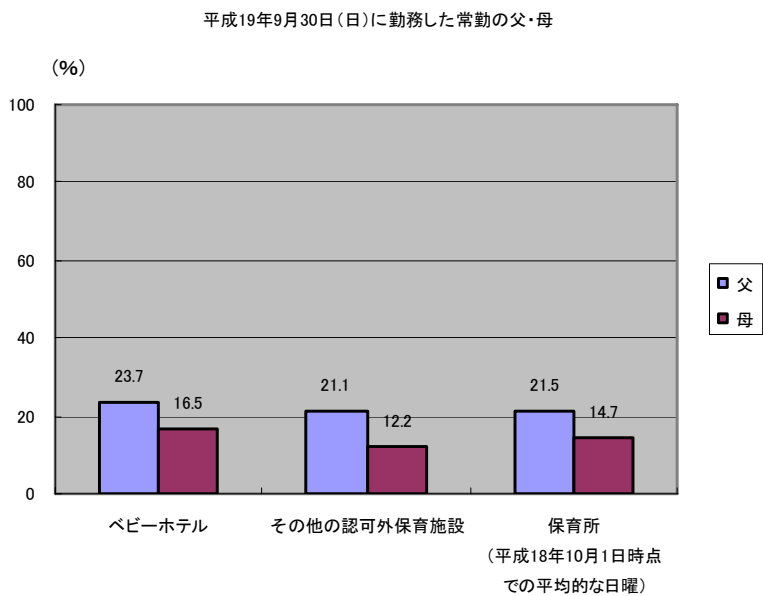
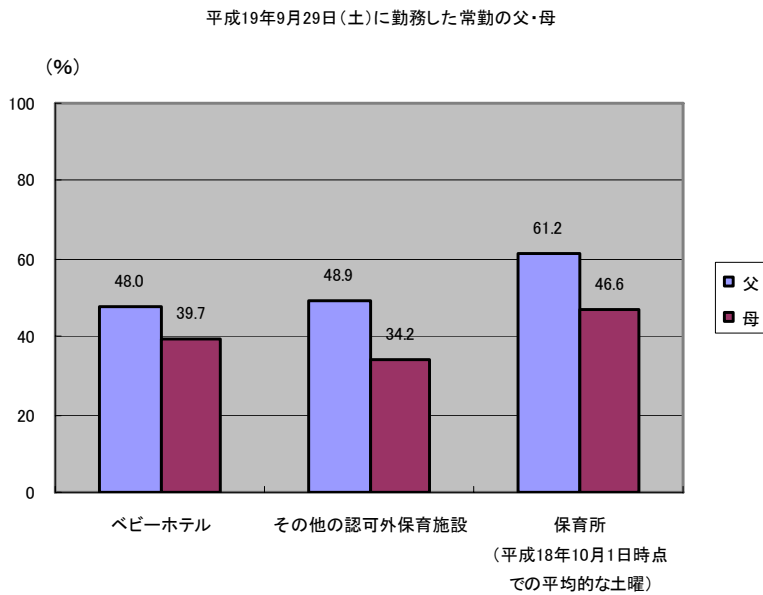
(単位:%)

平成19年10月1日現在

	父			母		
	ベビーホテル	その他の認可外保育施設	保育所 (平成18年)	ベビーホテル	その他の認可外保育施設	保育所 (平成18年)
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
常勤	81.1	81.3	83.3	55.7	47.1	57.7
非常勤	1.4	1.3	1.3	18.3	15.9	21.8
自営業・家業	11.3	11.6	13.7	7.0	5.7	9.6
内職	0.0	0.0	0.0	0.4	0.5	2.1
無職	0.4	0.3	0.5	1.4	0.9	2.2
その他	1.3	1.0	0.7	11.6	24.0	6.1
不詳	4.5	4.5	0.4	5.7	5.9	0.5

注:「無職」には、「学生」を含む。

図1 施設の類型別にみた「常勤」の父・母の勤務状況



(参考) 認可外保育施設の類型別開所割合 (平成18年地域児童福祉事業等調査)

(単位: %)

平成18年10月1日現在

	土曜日	日曜日
ベビーホテル	95.1	57.7
その他の認可外保育施設	82.2	11.3

(2) 世帯の年収と月額利用料の状況

世帯の年収（平成18年）と月額利用料（平成19年9月）をみると、世帯の年収は全ての類型で「400～600万円未満」の割合が多く、月額利用料は「ベビーホテル」では「3～4万円未満」、「その他の認可外保育施設」では「2～3万円未満」の世帯が最も多くなっている。（表3）

表3 施設の類型別にみた世帯の年収(平成18年)と月額利用料(平成19年9月)の状況

(単位:%)

平成19年10月1日

世帯の年収	月額利用料								
	総数	1万円未満	1～2万円	2～3万円	3～4万円	4～5万円	5～6万円	6～7万円	7万円以上
<b>ベビーホテル</b>									
総数	100.0	1.4	3.0	9.4	20.4	19.9	16.0	10.5	12.8
200万円未満	9.1	0.1	0.3	1.2	2.6	1.8	1.1	0.6	0.4
200～400万円未満	21.3	0.4	0.6	3.0	5.5	4.4	3.3	1.7	1.3
400～600万円未満	25.5	0.4	0.8	2.5	5.5	5.4	4.1	2.6	2.7
600～800万円未満	16.1	0.2	0.8	1.3	3.2	3.4	2.7	1.8	2.0
800～1000万円未満	10.8	0.1	0.3	0.7	1.5	2.4	1.9	1.4	2.0
1000～1500万円未満	7.8	0.1	0.1	0.4	0.9	1.3	1.5	1.5	1.6
1500～2000万円未満	2.6	0.0	0.1	0.0	0.1	0.4	0.5	0.3	0.9
2000万円以上	3.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.5	0.3	1.7
<b>その他の認可外保育施設</b>									
総数	100.0	2.2	7.5	26.6	22.8	14.9	9.4	4.7	5.5
200万円未満	7.0	0.4	0.6	2.3	1.6	0.9	0.3	0.2	0.2
200～400万円未満	26.0	0.7	2.2	8.0	6.2	3.3	2.3	0.9	0.8
400～600万円未満	30.6	0.5	2.5	8.6	7.7	4.3	2.8	1.1	1.4
600～800万円未満	17.3	0.3	1.3	4.2	3.8	3.2	1.8	0.9	1.0
800～1000万円未満	8.3	0.1	0.5	1.9	1.6	1.5	1.0	0.6	0.8
1000～1500万円未満	5.9	0.1	0.2	0.8	1.1	1.1	0.9	0.6	0.8
1500～2000万円未満	0.9	0.0	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2
2000万円以上	1.0	0.0	0.1	0.1	0.3	0.1	0.1	0.1	0.2

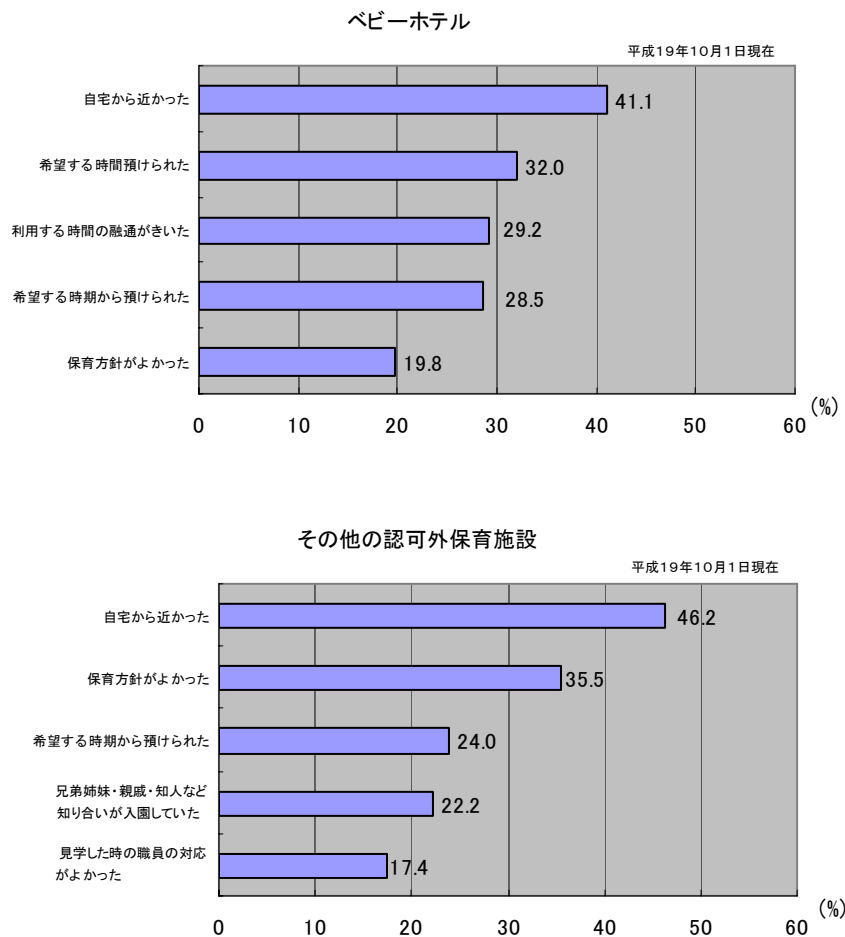
注:総数に不詳を含む。

### 3 認可外保育施設への入所の状況

#### (1) 施設の選択理由

利用施設の選択理由をみると、「ベビーホテル」では、「自宅から近かった」が41.1%、「希望する時間預けられた」が32.0%と多く、「その他の認可外保育施設」では、「自宅から近かった」が46.2%、「保育方針がよかった」が35.5%と多くなっている。(図2)

図2 施設の類型別にみた利用施設の選択理由（複数回答）



(2) 認可保育所への入所の検討状況

認可保育所への入所の検討状況についてみると、「ベビーホテル」では 71.9%が、「その他の認可外保育施設」では 65.6%が入所の検討をしたが、入所しなかった。

その理由をみると、「ベビーホテル」「その他の認可外保育施設」ともに、「認可保育所に入りたかったが、空きがなかった」がそれぞれ 53.2%、47.1%で最も多く、次いで「認可保育所の保育時間が希望に合わなかった」がそれぞれ 46.2%、31.3%となっている。(表4)

表4 施設の類型別にみた認可保育所との比較の有無・現在の施設を選んだ理由(複数回答)

(単位:%)

平成19年10月1日現在

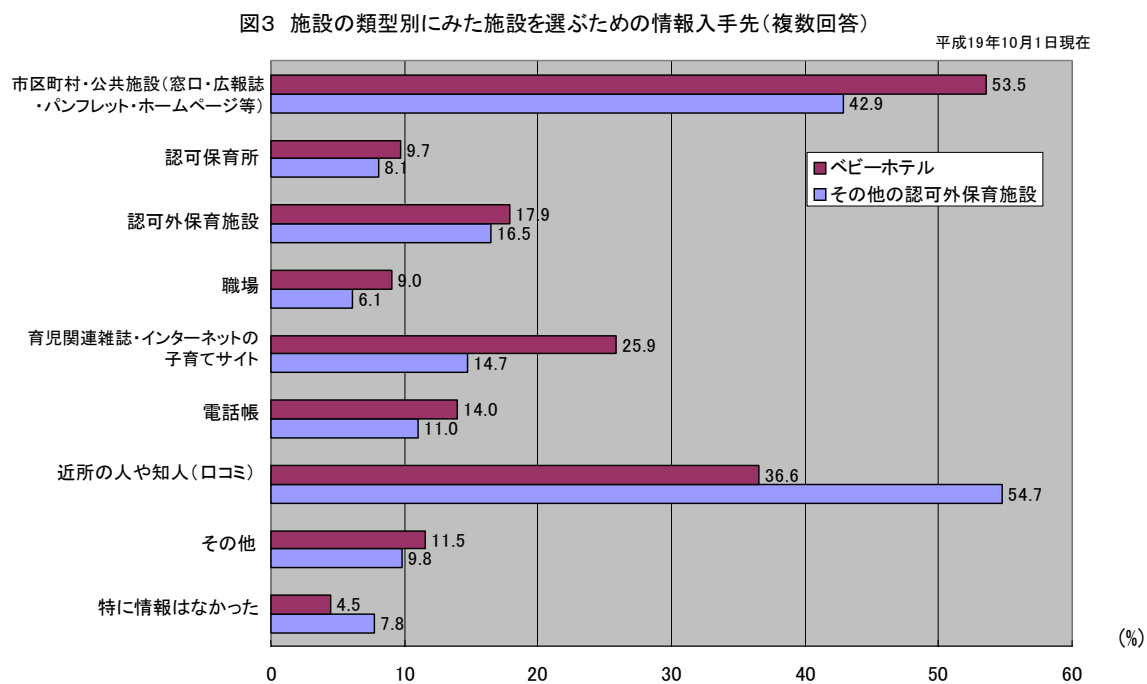
	ベビーホテル	その他の認可外保育施設
総数	100.0	100.0
認可保育所への入所を検討しなかった	28.1	34.4
認可保育所への入所を検討したが、認可保育所に入所しなかった	71.9 (100.0)	65.6 (100.0)
認可保育所の場所、自宅又は職場から認可保育所までの距離が希望に合わなかった	9.9 (13.7)	7.4 (11.3)
認可保育所の保育時間が希望に合わなかった	33.2 (46.2)	20.6 (31.3)
認可保育所の保育の方針などが合わなかった	4.2 (5.8)	6.1 (9.3)
認可保育所の利用料(保育料)が現在の施設より高かった	6.3 (8.8)	9.9 (15.)
認可保育所に入りたかったが、空きがなかった	38.2 (53.2)	30.9 (47.1)
認可保育所に入りたかったが、預けたい時期に入れなかった	20.2 (28.1)	18.1 (27.6)
認可保育所に入りたかったが、預かってもらえない年齢だった	4.2 (5.9)	4.3 (6.5)
認可保育所に入りたかったが、共働きなどの親の入所要件を満たしていなかった	9.2 (12.8)	12.3 (18.7)
認可保育所に特に問題はなかったが、この施設のほうがよかった	6.6 (9.2)	9.6 (14.6)
その他	5.2 (7.3)	5.7 (8.7)

注:( )内は、「認可保育所への入所を検討したが、認可保育所に入所しなかった」を100.0とした場合の割合である。

### (3) 施設を選ぶための情報の入手状況

施設を選ぶための情報の入手先をみると、「ベビーホテル」では、「市区町村・公共施設（窓口・広報誌・パンフレット・ホームページ等）」が 53.5%で最も多く、次いで「近所の人や知人（口コミ）」が 36.6%となっている。

「その他の認可外保育施設」では、「近所の人や知人（口コミ）」54.7%で最も多く、次いで「市区町村・公共施設（窓口・広報誌・パンフレット・ホームページ等）」が 42.9%となっている。（図3）

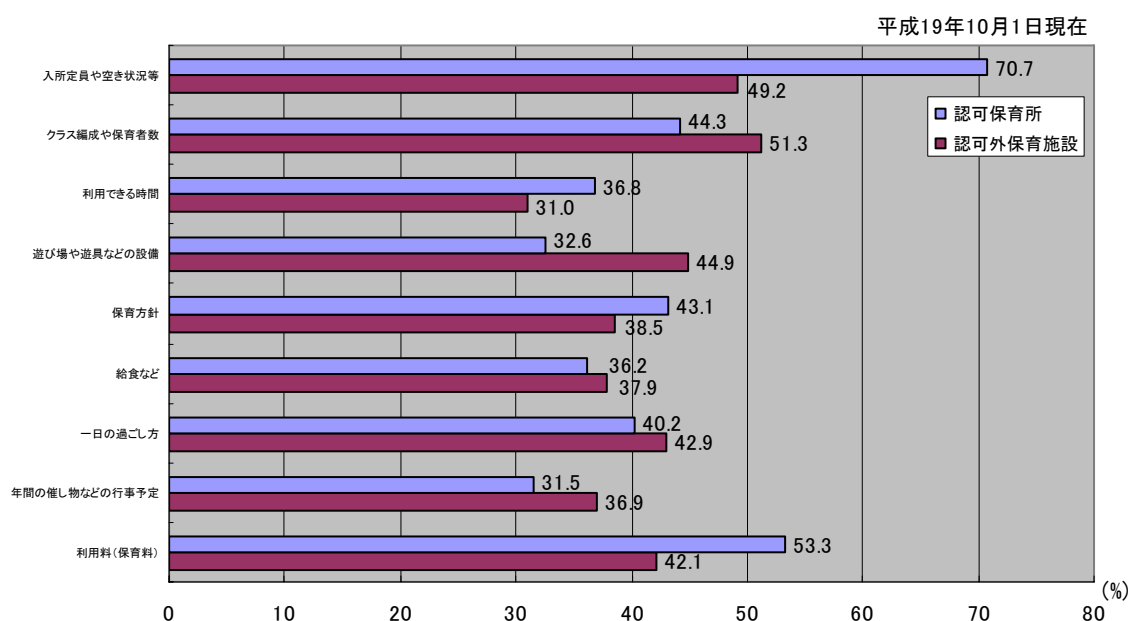


#### (4) 必要情報の入手状況

施設を選ぶために必要な情報について、当該情報が不足していた世帯が「もっと詳しく知りたかったこと」をみると、「認可保育所」に関しては、「入所定員や空き状況等」が70.7%で最も多く、次いで「利用料（保育料）」53.3%となっている。

「認可外保育施設」に関しては、「クラス編成や保育者数」が51.3%で最も多く、次いで「入所定員や空き状況等」が49.2%となっている。（図4）

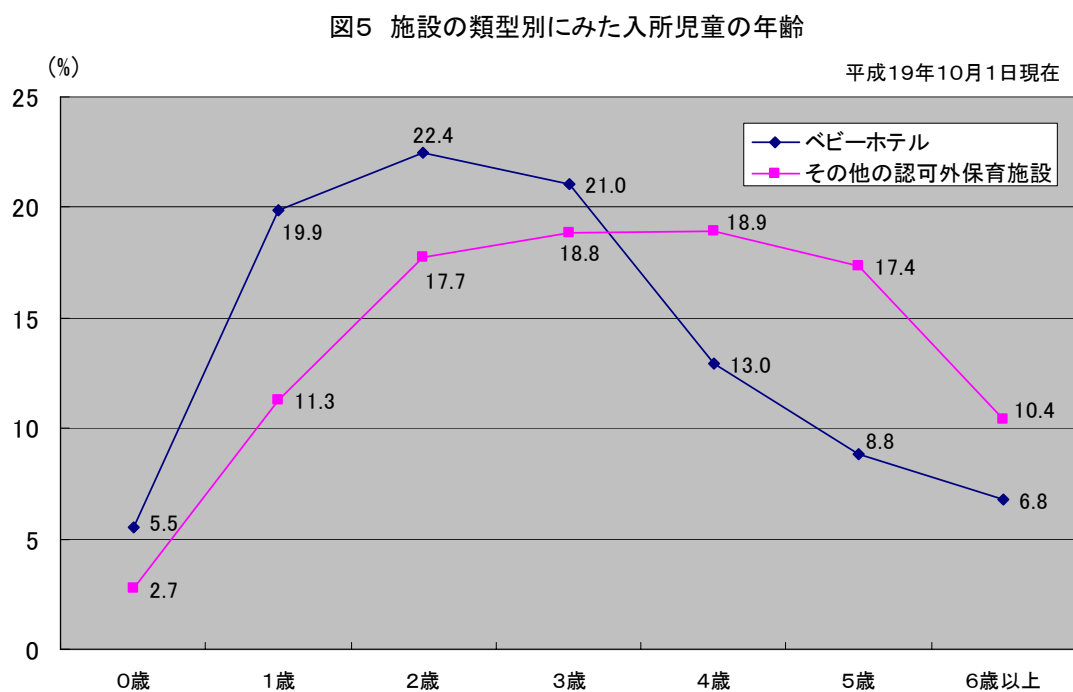
図4 施設の類型別にみた施設を選ぶために「もっと詳しく知りたかった」情報（複数回答）



## 4 認可外保育施設の利用状況

### (1) 入所児童の年齢と入所時の子の年齢

施設の類型別に入所児童の年齢をみると、「ベビーホテル」では「2歳」、「3歳」の順に多く、「その他の認可外保育施設」では「4歳」、「3歳」の順に多くなっている。(図5)



入所児童の年齢別に入所時の子の年齢をみると、「ベビーホテル」では、現在4歳以上の入所児童の入所時の年齢は「0歳」又は「1歳」が多くなっている一方、「その他の認可外保育施設」では、同年齢は「3歳」が多くなっている。（表5）

表5 施設の類型別にみた入所児童の年齢と入所時の子の年齢

(単位:%)

平成19年10月1日現在

入所児童の年齢	入所時の子の年齢							
	総数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳以上
ベビーホテル								
総数	100.0	37.1	32.8	14.6	6.5	2.7	0.8	0.7
0歳	100.0	97.1	・	・	・	・	・	・
1歳	100.0	49.1	48.6	・	・	・	・	・
2歳	100.0	34.9	44.1	19.5	・	・	・	・
3歳	100.0	26.2	29.7	30.6	11.6	・	・	・
4歳	100.0	27.7	25.4	17.5	18.9	8.4	・	・
5歳	100.0	23.2	26.9	13.0	13.1	13.6	6.2	・
6歳以上	100.0	25.2	17.0	12.8	12.3	9.9	4.3	11.6
その他の認可外保育施設								
総数	100.0	24.8	27.8	19.2	16.9	5.4	1.1	0.4
0歳	100.0	93.2	・	・	・	・	・	・
1歳	100.0	49.5	48.2	・	・	・	・	・
2歳	100.0	27.0	47.4	24.3	・	・	・	・
3歳	100.0	19.6	26.8	31.1	20.6	・	・	・
4歳	100.0	14.2	17.1	21.3	33.8	11.1	・	・
5歳	100.0	12.7	16.5	21.0	28.0	16.1	3.9	・
6歳以上	100.0	12.6	16.0	17.6	29.4	11.5	5.9	4.6

注:総数に不詳を含む。

## (2) 入所児童の送り迎えの状況

施設へ入所している児童の送り迎えの状況を見ると、「送り」も「迎え」も「ベビーホテル」「その他の認可外保育施設」ともに「お母さん」が最も多くなっている。次いで、送りにおいては「お父さん」がともに多く、迎えにおいては、「ベビーホテル」では「お父さん」が、「その他の認可外保育施設」では「祖父母や親戚・知人」が多くなっている。（図6-1）

また、送迎時間の状況を見ると、「送り」「迎え」ともに、「10分以内」の割合は「ベビーホテル」の方が「その他の認可外保育施設」より少なく、一方、「11～20分」以上の割合は「ベビーホテル」の方が「その他の認可外保育施設」より多い。（図6-2）

図6-1 施設の類型別にみた入所児童の送迎者

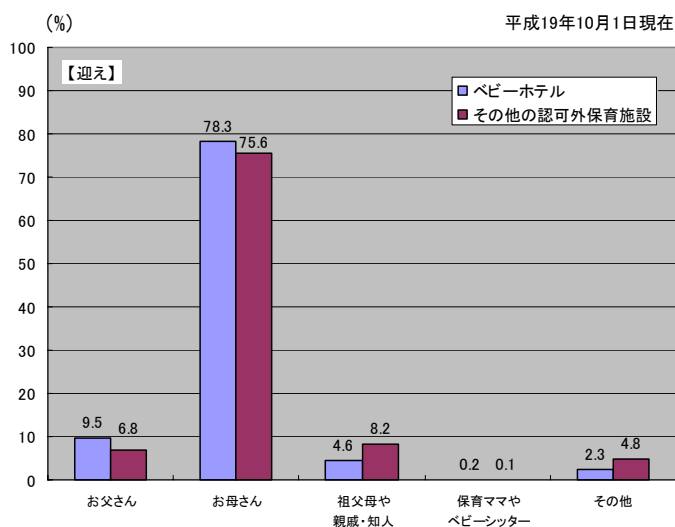
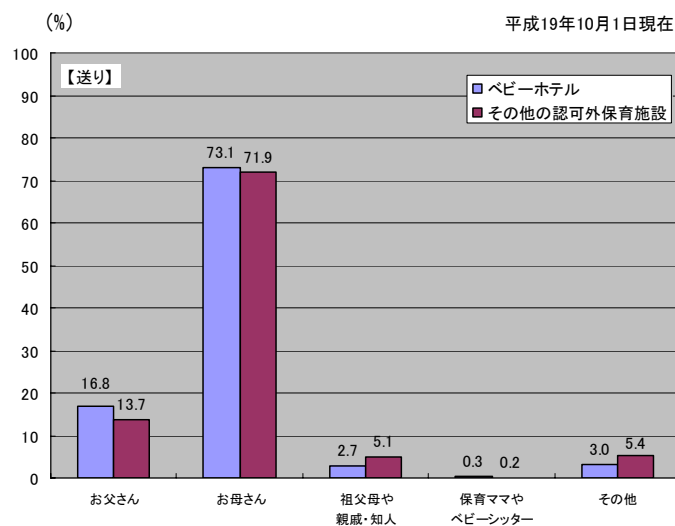
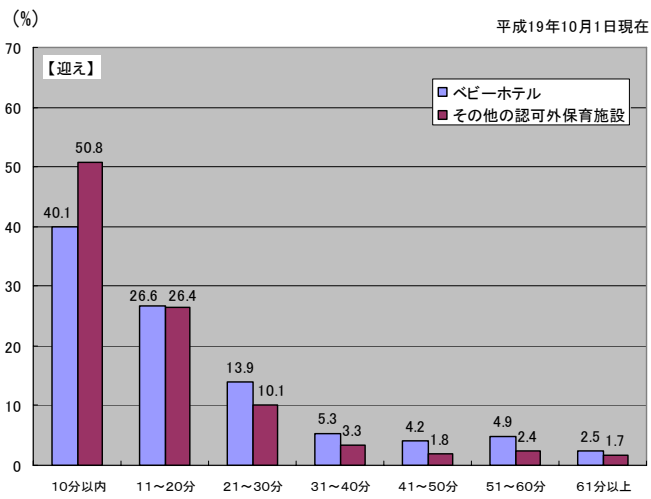
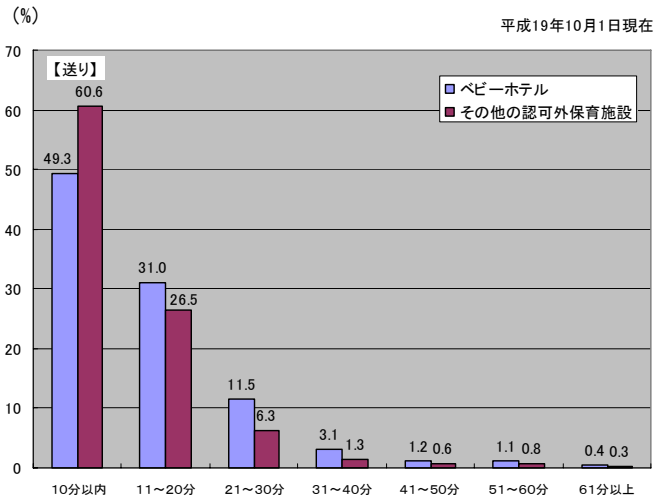
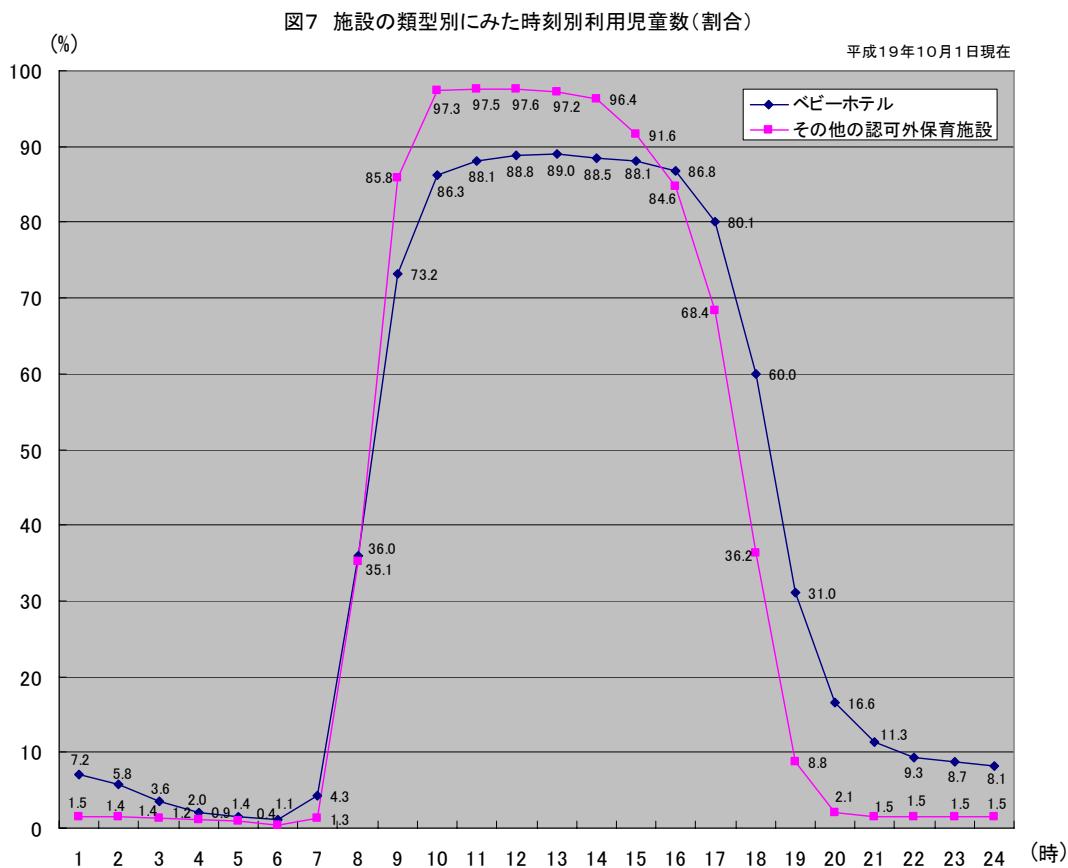


図6-2 施設の類型別にみた入所児童の送迎時間



(3) 施設の利用時刻

入所児童の通常の利用時間別にみると、利用児童が最も多い時刻は「ベビーホテル」が「13時」で89.0%、「その他の認可外保育施設」が「12時」で97.6%となっている。  
(図7)



#### (4) 月額利用料（平成19年9月）

1世帯あたりの月額利用料を利用児童別にみると、児童1人の世帯の場合、最も多いのは、「ベビーホテル」は「3万円以上4万円未満」で23.0%、「その他の認可外保育施設」は「2万円以上3万円未満」で32.4%となっている。児童2人の世帯の場合、最も多いのは、「ベビーホテル」は「7万円以上」で45.9%、「その他の認可外保育施設」は「5万円以上6万円未満」で22.1%となっている。（図8-1）

また、食費・おむつ代等の毎月の実費徴収額をみると、「ベビーホテル」「その他の認可外保育施設」とともに「1万円未満」が過半数を超えている。（図8-2）

図8-1 施設の類型、利用児童数別にみた1世帯当たり月額利用料

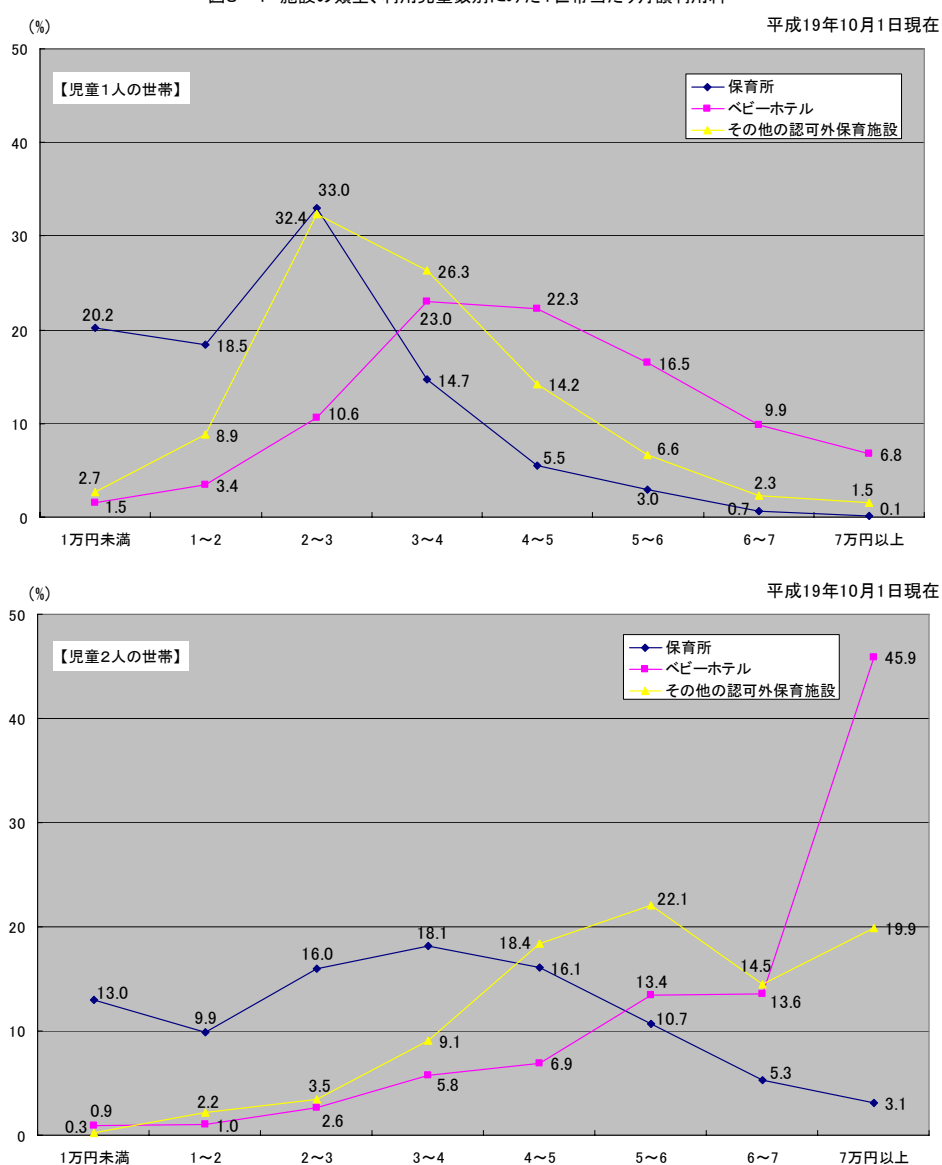
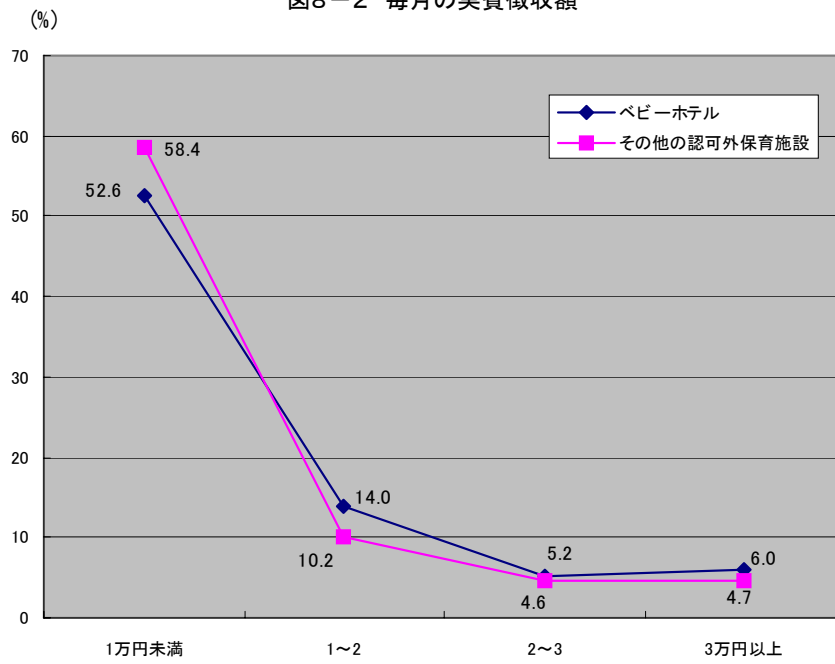


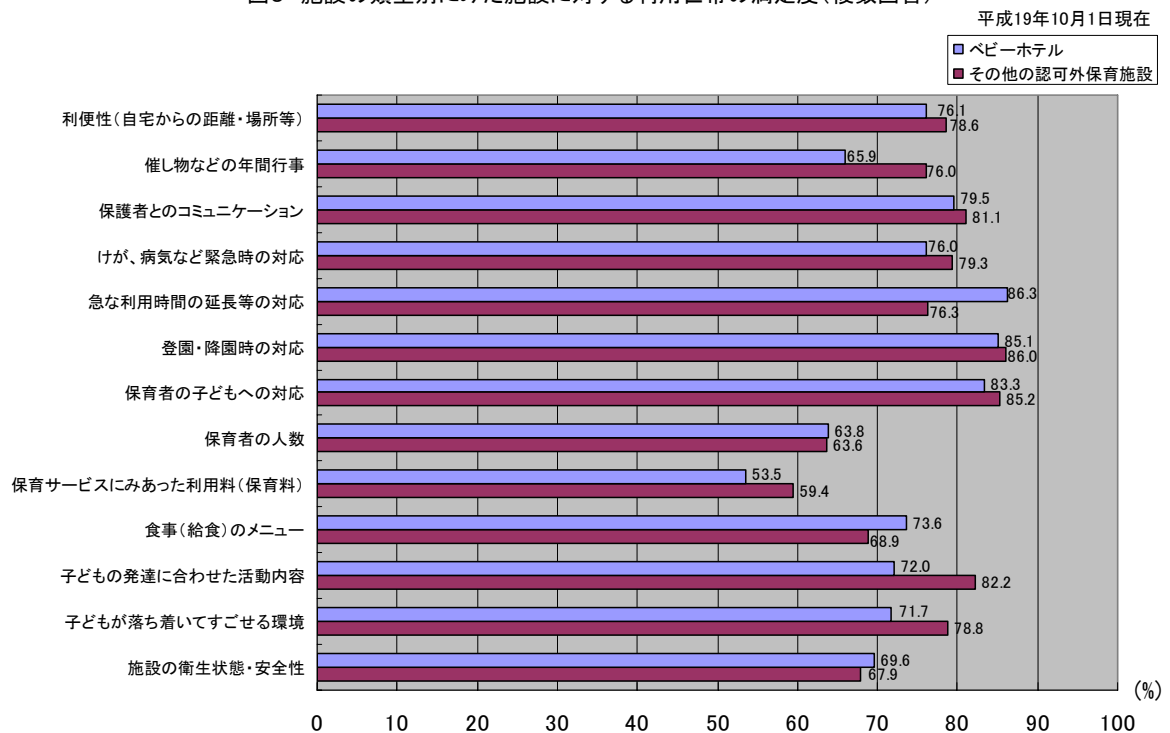
図8-2 毎月の実費徴収額



(5) 施設に対する利用世帯の満足度

施設に対する利用世帯の満足度をみると、「ベビーホテル」では「急な利用時間の延長等の対応」が 86.3%、「登園・降園時の対応」が 85.1%と多く、「その他の認可外保育施設」では「登園・降園時の対応」が 86.0%、「保育者の子どもへの対応」が 85.2%と多くなっている。(図9)

図9 施設の類型別にみた施設に対する利用世帯の満足度(複数回答)



## 用語の説明

1 「認可外保育施設」：保育所と同様の業務を目的とする施設であって、都道府県知事の認可を受けていない施設

(1) 「ベビーホテル」：次のいずれかを常時運営している施設

ア：夜8時以降の保育

イ：宿泊を伴う保育

ウ：利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上

(2) 「その他の認可外保育施設」：事業所内保育施設、ベビーホテル以外の認可外保育施設

※ 「事業所内保育施設」とは、事業主が従業者のために設置している施設

2 「児童福祉法に基づく届出」：児童福祉法の一部改正により、平成14年10月から認可外保育施設については、開設日から1月以内に都道府県知事に届出を行うこととされている。

ただし、1日に預かる児童が5人以下の施設や1日に預かる従業者以外の児童が5人以下の事業所内保育施設などは届出は不要とされている。

3 「世帯」：調査日現在、住居と生計（日常生活を営むための収入と支出をいう）を共にしている人々の集団をいう（施設を利用している児童を同居している者を含み、同居していない者は除いたもの）。

4 「世帯構造」：施設を利用している児童のいる世帯の世帯構造は、次の分類による。ただし、単身赴任等で長期（概ね3月以上）にわたって不在の者は含まれない。

(1) 両親と子の世帯

父母及び子で構成する世帯

(2) 三世帯世帯

父母又はそのいずれか、祖父母又はそのいずれか及び子で構成する世帯

(3) 母子世帯

母及び子で構成する世帯

(4) 父子世帯

父及び子で構成する世帯

(5) その他の世帯

(1)～(4)以外の世帯

5 「月額利用料」：施設を利用する保護者が、受ける保育サービスの対価として、施設に支払った平成19年9月分の料金の総額をいう（一時的に払う入会金やおむつなどに係る費用を除いたもの）。